

大学スポーツの未来をつくる

～組織改革の観点から～

順天堂大学工藤ゼミナール B

○廣田 健一 上田 至海 小林 弘大 塚本 みなみ 外川一輝 山崎 ひかり

1.緒言

これまでも日本の大学スポーツの統括組織の必要性について述べている論文は数多くある(井上ら, 2010;宇津木,2008;岡島ら,2013)。論文の多くは大学スポーツ界全体の興行やマネジメントに関して言及しているものであり、これら運動部に所属している学生自身に焦点を当てたものではない。また、その多くは全米大学競技スポーツ連盟(NCAA)をモデルにし、日本版の NCAA の必要性を指摘している(宇津木,2008;岡島ら,2013)。多くの論文でモデルとされるアメリカの NCAA は興行に関してはもちろん、所属選手の学業成績や一大学あたりの奨学生の人数、選手のリクルートについて、さらには練習時間についても厳しく定めている。このように細部にわたり規定を設けているのはアスリートとしてのキャリアと自分の生涯におけるキャリアという「ダブルキャリア」や競技における「公平さ」を重視した考えに基づいたものである。日本では学生競技連盟が NCAA に当たる業務を行っていると思えることができる。

日本では大学生アスリートを含む大学生の学力低下が近年では問題視されている。総務省(2006)が実施した「社会生活基本調査」によると大学生は1日平均約3.5時間しか勉強していない。この数字は1日平均約5.2時間勉強している日本の小学生よりも低い数字である。また、学業以外(授業時間)に学習している時間も中学3年生や高校3年生が1時間超であるのに対し、大学生は0.48時間という結果であり、いかに大学生が勉強していないかが理解できる。

また、大学スポーツの不祥事は「〇〇大学〇〇部部員逮捕」と報道され悪目立ちしてしまう。それが故に運動部員以外の学生が起こした不祥事よりも大きく報道され、あたかも大学スポーツが不祥事の温床であるかのような印象を世間に与えてしまうこともある。

選手としてのキャリアアップも重要ではあるが、人生のキャリアアップをしていくことも選手としてのキャリアと同様に重要である。

そこで本研究では興行面での改善ではなく、現状学生競技連盟が行っていない、ダブルキャリアの機会を増やしたり、戦力の公平さを生み出すことができるよう、大学スポーツ界がさらに面白くなるような組織の設立を提言する。

2.現状

2.1 学生競技連盟の現状

学業規定	無し
懲罰機関	懲罰機関としての活動は無い

リクルート規定	スポーツ推薦の人数上限は無い
---------	----------------

2.2 NCAA 学業規定・リクルート規定

学業規定	GPA2.0 以上を取らないと公式戦出場停止。
懲罰機関	学業規定違反があった場合、全米トーナメント出場資格はく奪、スカラシップ（奨学生）の枠の削減などの処罰を下している。
リクルート規定	アメフトは最大 85 名、男子バスケは最大 13 名に奨学金を与えられる。

日経ビジネスオンライン <http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20110530/220306/?P=1>

Sports navi <http://www.plus-blog.sportsnavi.com/kcmosports/article/6> より引用

2.3 日本における大学生の学力低下問題

ベネッセ調査(2013)によると「学生間の学力差が大きく、授業がしづらいことが問題になっている」とした大学は、全体の 67.8%だった。国立で 46.8%、公立で 40.8%に対し、私立は 77.4%と、設置者によって大きな差があることが分かった。実施している入試方法の数が多くなるほど、学生間の学力差を問題視する割合が高くなる傾向にある。

更に、日本の大学生は 1 日の平均勉強時間が約 3.5 時間で 1 日平均約 5.2 時間勉強する小学生よりも少ないということが分かっている。

日米の大学生の勉強時間を調査した大学経営・政策研究センター「全国大学生調査」によると日本の大学生の 1 週間あたりの勉強時間で、いちばん多いのが「1～5 時間」で 57.1%、次に「6～10 時間」で 18.4%、「0 時間」の人も 9.7%いる。全体の 85.2%が 1 週間に 10 時間以下の勉強時間である。

一方、アメリカの大学生は、日本とは異なり、まったく勉強しない人はほぼいない。また、日本では大多数だった 10 時間以下しか勉強していない人も 41.6%で、全体から見ると少数派である。つまり、58.4%の学生が週に 11 時間以上、「授業に関連した」勉強をしていて、19.3%の学生は 21 時間以上も勉強に費やしている。

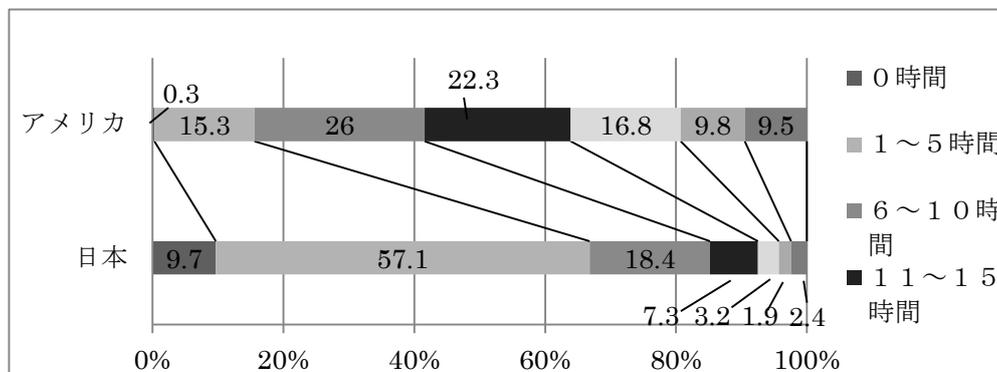


表 1 大学生の学習時間(1週間あたり)

大学経営・政策研究センターデータより作成

2.4 所属機関による処罰の違い

学生競技連盟による規定がないため所属する大学によって処罰の程度が決定してしまうのが現状である。

2007	関東学院大学 ラグビー部	大麻取締 法違反 (2人逮捕)	2008年3月末日まで活動期禁止（関東ラグビー協会）当事者2名の退学処分、対外試合の自粛、監督の辞任（大学からの処罰）
2009	大阪経済大学 ラグビー部	大麻取締 法違反 (3人逮捕)	2009年度の関西学生リーグ出場停止、予算の返還、無期限活動停止（大学からの処罰）

大学スポーツにおける不祥事を法的に分析する（山崎）

3 考察・提言

3.1 考察

日本ではリーグ戦や各大会の取りまとめを主に行っているのは学生競技連盟である。本提言では選手登録の際に学業規定を設けているため、学生競技連盟に対する発言力を有する必要がある、またリクルート規定や懲罰機関として各大学に働きかけるためにも組織自体がある程度の力を有する必要がある。そこでスポーツ庁直属の組織として設置することを提言すべきだと考えられる。

日本の大学生は勉強をする習慣がない学生が多いということが明らかとなった。部活を行っている、行っていないに関係無くアメリカの大学生と比較すると勉強時間が短いといえる。高校3年生時の勉強時間は多いが、大学に入学した途端に勉強をしなくなる。高校生の頃は志望する大学に入学する為に必死に勉強をするが大学に入学すると勉学面での目標を失いがちになってしまうことがその理由と考えられる。その傾向はスポーツ推薦で入学した学生アスリートにより顕著に現れると推測される。そこで、大学入学後の勉学面での目標を設定するためにも学業規定を作り、一つの目標にさせる。

懲罰機関としての機能は現在無い。関東学院大学ラグビー部には関東ラグビー協会から処罰が下っている。一方、大阪経済大学ラグビー部には大学が自主的に処罰を下しただけである。同じような事件、刑罰が下っているのにも関わらず、処罰が違う。このように競技連盟ごとに処罰が違うため、不祥事が起きた際の対応が一般人にはわかりづらい。対応を透明化、明確に示すことで大学スポーツの印象をより良くすることを目指すべである。

秩父宮賜杯全日本大学対校駅伝選手権大会では、46回の開催中実に42回が関東圏の大学が優勝している。関東圏の大学に駅伝の戦力が集中していると言っても過言ではない。戦力の均衡化を図ることで競争が激しくなり、メディアからの注目も高まる。

3.2 提言

学生競技連盟とは別にスポーツ庁の下に規制委員会をつくる。

- ・学業規定を設ける。
- ・懲罰機関としての機能を持つ。
- ・リクルート規定を設ける。

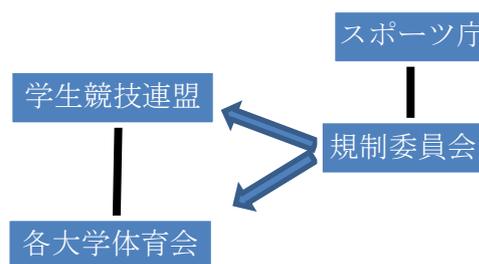


図1 組織図

上記の3点を軸に活動していく。規制

委員会は、学生競技連盟、各大学体育会に対し上項を勧告及び執行する。

3.2 詳細

学業規定	GPA2.0以上に到達しない選手は公式戦出場停止しチームとしてのGPA平均値も規定対象とする。	活動と並行して学業に取り組むことになり、学力の低下を抑えることができる。
	公式戦出場停止中は1週間に1回のレポート提出を義務付ける。	
	最低限単位取得数を定める。1年時30単位、2年時60単位、3年時100単位以上の取得を定める。	
懲罰機関	不祥事の際に処罰を下す基準を統一する。	現状では競技連盟ごとに下す処罰が違うのでその統一を図る。
	各チーム、大学に直接処罰を与える権限を持つ。	
リクルート規定	スポーツ推薦の人数上限を設ける。	スポーツ推薦の人数を限定することで戦力の集中化を防ぎ、戦力の均衡化を図る

主な参考資料

NCAA.org <http://www.ncaa.org/>(2015.10.21)

Sports navi <http://www.plus-blog.sportsnavi.com/kcmosports/article/6> (2015.10.21)

大学経営・政策研究センター <http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat82/> (2015.10.21)

ベネッセ教育総合研究所 <http://berd.benesse.jp/koutou/opinion/index2.php?id=4256> (2015.10.21)

・総務省(2006)社会生活基本調査 学生の勉強時間に関する調査結果

・日経ビジネスオンライン <http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20110530/220306/?P=1> (2015.10.21)

・山崎健介(2010) 大学スポーツにおける不祥事を法的に分析する Sportsmedicine